

日点委通信

No.22

2006年11月1日発行

日本点字委員会総会報告

日本点字委員会は、2006年6月3日・4日の両日、横浜市都筑区の障害者研修保養センター「横浜あゆみ荘」において、第42回総会を開催し次の事項を協議した。

1. 委員・役員等の改選について

2006年は委員等の改選の年に当たり、盲教育界代表委員は全日本盲学校教育研究会から、盲人社会福祉界代表委員は日本盲人社会福祉施設協議会から、学識経験委員は第42回総会に先立って開催された両界代表委員協議会において、それぞれ次のとおり選出され、2010年までの4年間第10期委員としての任務に当たることになった。

盲教育界代表委員は、鍵井和美（和歌山県立和歌山盲学校）、佐藤智紀子（愛知県立名古屋盲学校）、原田早苗（筑波大学附属盲学校）、水本剛志（福島県立盲学校）、道村静江（横浜市立盲学校）、安井正明（京都府立盲学校）、米島芳文（石川県立盲学校）の7名である。

盲人社会福祉界代表委員は、窪田和代（日本ライトハウス点字情報技術センター）、高橋恵子（視覚障害者総合支援センターちば）、高橋秀治（ロゴス点字図書館）、当山啓（日本点字図書館）、藤森昭（東京ヘレン・ケラー協会点字出版所）、水谷吉文（天理教点字文庫）、渡辺昭一（京都ライトハウス情報製作センター）の7名である。

学識経験委員は、伊藤和男（全国盲学校長会）、加藤俊和、金子昭、木塚泰弘、小林一弘、塩谷治、笹川吉彦（日本盲人会連合）、田中徹二、藤野克己、宮村健二、渡辺勇喜三の11名である。

今回の総会において、これらの委員の互選により、会長には木塚泰弘、副会長には小林一弘と田中徹二が、事務局長には当山啓が、会計監査には塩谷治と高橋秀治がそれぞれ再任された。事務局員には、岩屋芳夫、植村信也、加藤三保子、紙谷一枝、白

井康晴の5名が会長から委嘱され承認された。なお、顧問は阿佐博・前会長。

2. 点字科学記号専門委員会からの報告

加藤俊和委員長から、平成18年度から使用する盲学校用の数学及び理科の点字教科書における単位カッコについての現状報告があった。数学においては、原則として用いない（単位カッコを紹介する記述はある）、理科では、特に必要がある部分にだけ単位カッコを用いるという方向で教科書の編集作業が進められている。委員会としては、この現状を教育的な配慮として受け止めている。

3. 『資料に見る点字表記の変遷 — 慶応から平成まで —』の進捗状況報告

金子昭委員を中心に編集作業を進めている標記の歴史資料集は、31点の資料を点字表記の変遷を裏付ける形で整理し、時期ごとの点字表記例をも添えてほぼまとまった。点字楽譜や点字数学記号に関する資料の取り扱いについては、編集委員会と日点委事務局とで引き続き検討することとした。

4. 漢文の点訳について

尾関育三氏から、漢文の点訳に当たっての気配りの重要性を強調した具体事例に基づく話があった。漢文と日本語の文とでは、構文上の根本的な違いがあるため、書き下し文だけでは正確な理解ができない場合がある。そうした場合、原文の漢字の文字列を併記したり（訓点使用）、同じ和語に訓読される語の原漢字が異なる場合や、字音だけでは理解しにくい原漢字には説明を付けるなどの気配りが必要、としていた。

5. 「漢字や仮名で書き表された単位」の表記について

前回・前々回の総会で協議された標記の課題について、東北点字研究会から次のような提案があった。一般の文章中では「漢字や仮名で書き表された単位」をすべてひと続きに書くという単一のルールで扱うのではなく、単位の性質や単位の書き表され方によって書き分けることとし、「物理量を表す基本的な単位は数字に続けて書く」「平方・立方は後ろの単位とひと続きに書く」「毎の付く単位は、毎の前で区切って書く」「基本的な単位を表すものでも、漢語で書かれている単位は複合名詞の切れ続きに準ずる」「貨幣単位などは複合名詞の切れ続きに準ずる」といった書き分けの基準に基づき具体例を示した。数字の後の切れ続き等、引き続いて検討する課題とした。

6. 『試験問題の点字表記』の改訂について

現行の『試験問題の点字表記』の内容を組み替えて新たな3部構成とする。第1部は、試験問題における点字表記の原則をまとめて記述し、第2部は、試験問題冊子等の作成の仕方を取りあげ、第3部は、具体的な点訳例を試験問題の形式ごとに例示し

た。改訂の主な内容は、点字表記の基本を『日本点字表記法 2001年版』に置いて関連事項を改訂したこと、英語の試験問題の点字化についてのルールを細かく規定したこと、視覚的な図や表の点字化についての基本的な在り方を整理し直したことなどである。

7. 医学用語における2拍以下の自立成分の切れ続きについて

宮村健二委員から、鍼・灸・マッサージに関わる医学用語を4分野に分類し、2拍以下の自立成分の切れ続きを分野ごとに整理した提案があり、質疑の結果、検討事項となった。

公職選挙法別表（点字一覧）の修正を求める

前々から指摘されていたことではあるが、現行の公職選挙法施行令第39条で「盲人が投票に関する記載に使用することができる点字は、別表第一で定める」とされている別表第一の点字は、現行の点字とかなり掛け離れた一覧表になっている。

五十音の清音・濁音・半濁音・拗音までは現行どおりであるが、特殊音は「ㇿㇿㇿ（くわ）・ㇿㇿㇿ（ぐわ）・ㇿㇿㇿ（ふぁ）・ㇿㇿㇿ（ふい）・ㇿㇿㇿ（ふえ）・ㇿㇿㇿ（ふお）」の6音しか掲載されていない。また、明治34年4月の官報告示の時から採用されているが、現在日本点字委員会としては用いることになっていない下がり数字を用いた「ㇿㇿㇿ（第一）・ㇿㇿㇿ（第二）・ㇿㇿㇿ（第三）……」の書き方がそのまま掲載されている。そのほか、符号類では使い方の不明な「ㇿㇿ（送り符）」やカギカッコにレ下がり（ㇿ）が充てられたりしている。

この別表第一は、これまでに昭和50年と平成6年に改正されたことにはいるが、上記のとおり現状に即したものになっていない。現行の点字をどこまで別表として掲載するか、早急に検討して関係機関に修正を求めることにしている。公職選挙法の第47条には「投票に関する記載については、政令で定める点字は文字とみなす」と規定されているので、政令による改定を求めることになる。

これからは、仮名書きの名前やアルファベットの交じった名前（カタカナ）で立候補する人もいるものと予想される。すべての特殊音とアルファベットの掲載は欠かせないであろうし、ワ行の「ヰ・ヱ」も必要になろう。符号類は何を掲載するか、そうしたことの検討から開始することになっている。